

広資料第155号
令和7年1月6日
総務部総務契約課
市民情報提供資料

市民駐車場の電気自動車用急速充電器について

市役所市民駐車場に設置しております電気自動車用急速充電器につきましては、近隣自治体や民間事業者が設置している充電器との利用者負担の適正化を図るため、民間事業者からの提案を受けて、急速充電器を新たに設置し、あわせて有料化することとなりました。

このため、既設設備の撤去を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

なお、新たな急速充電器の利用開始日等につきましては、改めてお知らせいたします。

記

- 1 既存急速充電器の利用最終日 令和7年1月17日（金）
- 2 既存急速充電器の撤去作業日 1月18日（土）